

平戸市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月27日(月) 午前9時30分から午前10時50分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(28人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸	6番 山村 茂巳
7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦
11番 松山 矢市	12番 川尻 修治	13番 末永 武好	14番 山下 忠平
15番 塚本 順男	16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦
19番 林 憲治	20番 藤沢 和正	21番 阿部 榮	23番 濱本 寿光
24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄	28番 福田 延之	29番 藤永 和之
30番 西川 靖子	31番 山本 順子		

4. 欠席委員(5人)

1番 吉福 弘実 22番 石田 勝巳 26番 大浦 正巳 27番 松本 一郎
32番 宮田 克幸

5・議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第 8号 農地改良届出について

報告第 9号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

報告第 10号 農地法第5条の規定による届出について

議案第 11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 13号 非農地証明願について

議案第 14号 第3回農用地利用集積計画(案)について

議案第 15 号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案) と、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画
(案) について

第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博
主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成28年度第3回総会を開会いたします。はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

おはようございます。本日は、平成28年度第3回6月期総会のご案内を申し上げたところ、皆様方には農繁期の大変お忙しい中にご出席いただき、誠に有難うございます。順調に植え付けも終わりに近づいているようでございますし、大雨もそこそこに、たいした被害もなく平年並みの雨量で、自然の恵みをいただいて、植え付けも十分に進んでいるようでございます。皆様方には農作業でお疲れの事と思いますが、どうかひとつ健康管理には十分お気をつけて、がんばっていただきたいものと思っております。

先月の総会后、26日から27日にかけて、東京で開催されました全国農業委員会会長大会に出席させていただきました。制度の変更等もございまして、各都道府県事務局並びに会長方から、いろいろなご意見もあったようでございますが、最終的には、原案のとおり、採決がなされまして、無事に日程が終了したところでございます。

長崎県選出国會議員の先生方の事務所を、各班に別れて訪問させていただきました。この平戸の現状についても、また県下の農業を取り巻く諸現状についても、きめ細かくお話をさせていただいたわけでございます。その中でおつなぎをしておきたいと思いますが、島原市選出の〇〇〇〇先生のお話によりますと、農地が非常に荒れ放題になっている。これは減反政策の影響がかなり尾を引いている状況にある。特に中山間制度のない、狭地のとにかく効率の悪い農地を持ったところが、特に耕作放棄が非常に目立っているのではないかと。国としても責任を感じているところから、補助事業整備、個人で行われる補助整備事業を99%の補助率で、現在、検討を重ねているということでございました。これについては農家の皆さ

ん方に減反政策で、大変ご迷惑をかけたという、責任の一端の表れではないかという受け止め方をしてきたところです。そういうことで、法の整備が出来ましたら、閣議決定をして施行するという段取りになるというお話でございましたので、おつなぎしておきたいと思えます。そういった諸々の事がございまして、2日間に渡る日程を終了したわけでございます。

帰りは、皆さんもご存知のこととおと思いますが、27日の2時に出発でございましたが、大韓航空機の事故に遭遇いたしました。あの事故機の後に、私達の長崎行きがフライトする予定でした。搭乗して滑走路の待機場所にいたところに、大韓航空機の事故を目撃したわけです。窓越しに直接見たわけですが、滑走路離陸寸前に火の玉が上がりまして、まともに見てびっくりしました。それから20分ほど機内に待たされましたが、機内からロビーへ引き返してこの便は欠航となりました。予定がまったく立たない状況でしたが、4時過ぎに臨時便がでるということで、すしずめで帰ってきた状況でございます。そういったことで、日程の全行程を終了したわけです。

明日は、県農業会議第106回通常総会が開催されますので、出席したいと思っております。いずれにいたしましても、農業を取り巻く情勢が日に日に変わりつつございます。どうかひとつ、皆様も注目されて職務に当たっていただきたいと思えます。

本日も貴重な案件をご審議いただくわけですが、最後まで、慎重審議いただきますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員、22番委員、26番委員、27番委員、32番委員より欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。

よって、出席委員は委員定数33名中28名で定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は、会長にお願いいたします。

○議長

それでは、早速、議事に入ります。まず、日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、31番委員と3番委員にお願いします。書記には、事務局職員の参事を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

これより、平成28年6月期の会務報告と平成28年7月期の行事予定を、事務局長が行います。

○事務局長

それでは、平成28年6月期の会務報告と平成28年7月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(6月会務報告、7月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成28年度7月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を平成28年7月27日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を平成28年7月27日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第8号 農地改良届出について 》

○議長

それでは、報告第8号「農地改良届出について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料2ページをご覧ください。報告第8号「農地改良届出について」を説明いたします。
(報告第8号1番～2番を朗読、パワーポイントを併用して説明：2件)

○議長

ただ今、報告第8号「農地改良届出について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、報告第8号「農地改良届出について」につきましては、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第9号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議長

報告第9号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案書3ページをお願いします。報告第9号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を説明いたします。

(報告第9号1番～2番を朗読：2件)

○議長

ただ今、事務局より、報告第9号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、報告第9号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」は、届出のとおり処理済みといたします。

《 報告第10号 農地法第5条の規定による届出について 》

○議長

それでは、報告第10号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料4ページをご覧ください。報告第10号「農地法第5条の規定による届出について」を説明いたします。

(報告第10号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、報告第10号「農地法第5条の規定による届出について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、報告第10号「農地法第5条の規定による届出について」につきましては、届出のとおり処理済といたします。

《 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書5ページをお願いします。議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第11号1～3番を朗読：3件)

○議長

ただ今、事務局より議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議 長

議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書6ページをご覧ください。議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第12号1～4番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 4件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委 員

整理番号1番と4番について補足説明いたします。まず、1番ですが、実は1ヶ月くらい前に譲受人から相談がありました。図面の下のほうに譲受人の家がありますが、その家に道路が通ります。平戸大橋の出口から田平中学校めがけて広域道路がとおり、やまびこロードの延長が走るようになります。譲渡人の土地が赤で印をした所ですが、右も左も家が建っていて、その中に畑があるわけです。親戚ではありませんが、顔なじみで付き合いをする中で、売ってくれんか譲ってやろうかということになったものです。譲渡人については牛を飼っているわけで放牧地だったんですが、1ヶ月前からこの話があったものですから、不耕作の状態になっています。排水、日照、段差、一部面積が多くなっていますが、道路より高くなっている関係上、使用できない面積があるため、面積要件もクリアして問題ないと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

4番の件ですが、譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人は150頭程の和牛生産農家を営みます。一部を息子さんに任せるという考えで、JAのリース事業をうけて、ここに牛舎を建たいと申請が上がっています。現地は、大きな一谷全部が譲渡人所有地です。牧草を作ったり、牛舎を造ったり、そんな条件です。前の画面は堆舎が出来ているところですが、下の部分に牛舎を建てるということです。下のほうの白いところもほとんどが牛舎です。排水関係についても家の回り全部が〇〇さんの土地です。汚水が問題ですが、頭数が多いために、多頭飼育では問題が出るように感じるのですが、回り全部が〇〇さんの土地ですので問題はないと、私たちはみてまいりました。ご審議よろしくおねがいたします。

○委員

整理番号2番について補足説明いたします。16日、事務局2名と大島地区農業委員で現場確認をしました。事務局の説明でほぼ出来ているのではないかなと思います。大島地区では、昔、海岸沿いはほとんどたたみ表を作るシチトウイ田というのが、20㎡や30㎡と家々で畳を作るためにありました。ここも同じようにシチトウイ田というところで、海岸を造る時にきれいに埋め立てて、そういう面影はないような状態なんです。〇〇さんは漁師ですね、海岸を造った時に、その後をだいで経ってから家を建てたわけで、住居はあるんですが倉庫がないんですね。それで一応、そこを〇〇さんから譲りうける許可が出たということで申請されています。倉庫ということで排水とか影響はないのではないかなと見てきました。よろしく申し上げます。

○委員

整理番号3番について補足説明いたします。ここは4月総会の時に報告で同じ場所がでたんですが、今回は牛舎建設のため申請が出ています。見てのように、周りが山で、また人家もだいで離れておまして、なんら問題はないと思います。特に、譲渡人、譲受人は親子関係で、譲渡人は葉タバコでがんばっておりますし、譲受人は貴重な後継者となって、繁殖牛のほうでがんばりたいということです。審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございます。ただ今、事務局、並びに、関係委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○委員

繁殖牛農家は経営が安定していることなんですが、2、3週間前、ある地区に行った時に、

そのお宅の300メートル上のほうに多頭飼育をしているところがあるのですが、糞尿が下流域に流れてきて自宅の脇の山も歩けないほど流れるというお話がありました。牛舎建築を大々的にやるとなると、自分の土地かもしれないですけど、下流域に糞尿が流れないような対策を取っていただきたいということと、農業委員会もそういう指導をすべきではないかと思えます。

○事務局

ありがとうございました。先ほどの件ですが、説明でも言いましたとおり、土地が自分の土地で問題ないということと、糞尿については、土着菌による自然発酵で堆肥化を図るというような計画が出ています。それ以外に言われましたとおり、汚水等いろいろな条件があると思うので、被害防除計画を立てていただいています。何かありましたら、責任をもって対応していただくということで計画を出していただいておりますので対応したいと思います。

○委員

確認ですが、4番の案件ですが、譲渡人と譲受人は親子はわかりますが、他2名となっていますね。これは共有名義になっているのか。相続が終わっていないのか。その辺を教えてください。

○事務局

譲渡人が他2名となっていますが、未相続農地、相続がまだ終わっていない農地です。他の相続予定者が3名おられるので同意をいただいております。それで他2名という表記をさせていただきます。

○議長

他にございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第13号 非農地証明願について 》

○議長

続きまして、議案第13号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料7ページをご覧ください。議案第13号「非農地証明願について」を説明いたします。(議案第13号1番～4番を朗読、パワーポイントを併用して説明：4件)

○議長

ただ今、事務局より議案第13号「非農地証明願について」の説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

整理番号1番について説明いたします。15日に地元委員と事務局で現地を立会いしました。事務局の説明にありましたように、〇〇〇〇さんという方は現場の下が家だったのですが、家もないし、私達も住んでいたことも知らないような状況でございました。40年前から急傾斜で畑は作れない、耕作できない状況で現況のようになっています。皆様のご協議をよろしくお願いいたします。

○委員

整理番号2番と3番について説明いたします。15日、関係委員6名と事務局2名で、申請人関係者を道案内に現地確認をしました。整理番号2番と3番は隣り合ったところにあるのですが、何処から入るかわからずに、申請人関係者の案内で何とか現場に入ることが出来ましたが、写真でもご覧のとおり、中は雑木の密集地になっておりまして、耕作する段階ではないと、非農地にするしかないと話してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○委員

整理番号4番について説明いたします。15日に現地調査をいたしまして、委員全員出席いたしました。この地区は農家集落の土地でございまして、委員全員が、事務局の説明に対

して意義はないと意見を集約しましたので、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、なにかご意見、ご質問ありませんか。発言のある方は、挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第13号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり、非農地として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第13号「非農地証明願いについて」につきましては、原案のとおり、非農地として証明することに決定いたします。

《 議案第14号 第3回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

次に、議案第14号「第3回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。ただし、この案件につきましては、私が平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限に係ることから、議長を退席させていただき、職務代理者であります〇〇〇〇委員に、議長として、議事進行をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第14号「第3回農用地利用集積計画(案)について」につきましては、〇〇〇〇委員に職務代理者としてお願いいたします。

○議長

それでは、議案第14号「第3回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。

はじめに、議案書12ページの利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号1番から3番までを除いた案件を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第14号「第3回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。議案書9ページをお願いします。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。

(整理番号1～9番を朗読：9件)

次に議案書10ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。

(整理番号1～7番を朗読：7件)

次に議案書11ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)10年以上になります。

(整理番号1～4番を朗読：4件)

次に議案書12ページをご覧ください。使用貸借権各筆明細になります。

(整理番号1番～3番を除く4～11番を朗読：8件)

○議長

ただ今、事務局より議案第14号「第3回農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号1番から3番を除いた案件につき、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第14号「第3回農用地利用集積計画(案)について」、議案書12ページの利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号1番から3番を除いた案件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第14号「第3回農用地利用集積計画(案)について」、議案書12ページの利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号1番から3番を除いた案件

については、原案のとおり決定いたします。

次に、同議案、12ページの利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号1番から2番を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、33番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは、議案書12ページをご覧ください。利用権設定各筆明細使用貸借になります。
(整理番号1番～2番を朗読：2件)

○議長

ただ今、事務局より同議案、利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号1番から2番につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。同議案、利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号1番から2番につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、同議案、利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号1番から2番につきましては、原案のとおり決定いたします。

それでは、33番委員の入場を求めます。

○議長

次に、同議案、12ページの利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号3番を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、21番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは、議案書12ページをご覧ください。利用権設定各筆明細使用貸借になります。

(整理番号3番を朗読：1件)

○議 長

ただ今、事務局より同議案、利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号3番につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。同議案、利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号3番につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、同議案、利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号3番につきましては、原案のとおり決定いたします。

それでは、21番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

議案第14号「第3回農用地利用集積計画（案）につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ここで議長を〇〇委員に交代いたします。

《 議案第15号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画に（案）について 》

○議長

次に議案第15号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画に（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第15号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画に（案）について」を説明いたします。それでは資料14ページをお願いいたします。

（平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）：P14～20）

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画に（案）：P21～23）

○議長

ただいま事務局より、議案第15号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画に（案）について」の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

（質疑なし）

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第15号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画に（案）について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議がないということですので、議案第15号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」は、原案のとおり決定をいたします。

○議長

以上で、本日予定しておりました議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ここでお諮りをいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長

これをもちまして、平戸市農業委員会平成28年度第3回総会を閉会いたします。

— 午前10時50分 終了 —

10. 議事録の公開

公開する

11. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 非農地証明事務取扱要領

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成 28 年 7 月 11 日

会 長 丸田 保

3 1 番委員 山本 順子

3 番委員 橋村弥壽夫